別表第四の図㈠イ女性雨衣の図を削る。

別記様式第五記載上の注意中「第65条の11第３項」を「第65条の13第２項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に航空自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則別表第四㈠イの規定によるネクタイ、外とう、女性外とう、雨衣及び女性雨衣、同表㈠ロの規定による女性ネクタイ並びに同表㈡の規定による女性第一種ネクタイは、それぞれ改正後の自衛隊法施行規則別表第四の規定にかかわらず、当分の間、これを用いることができる。